

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、別添の図の区域にある松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者に対して、下記のとおり同法第 3 条第 1 項第 1 号の措置を行うことを命ずる。

記

1 区域及び期間

(1) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、別添の図のとおりとする。

(2) 期間

令和 8 年 6 月 8 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行う措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者が当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をすること。

4 命令をする理由

1 の (1) に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するのに必要なため。

5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
- (2) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、青森県西北農林水産事務所長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3) により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、別に定める申請書を青森県西北農林水産事務所長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 青森県知事は、3 に掲げる措置を行うべき者が、1 の (2) に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 青森県知事は、(4) の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受ける

こととなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

令和8年6月4日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎



教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。